度に係る連結親法人事業年度開始の日の前ける雇用者の数の合計 （各連結法人の⑷の合計）

に、

税額控除限度額 （20万円又は40万円）×⑬ （⑯＜⑰の場合は０）

を

税額控除限度額 40万円×⑬ （⑯＜⑰の場合は０）

に、

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「20の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「24の②」）

に、

改定給与等の支給額 （⑭×⑰）又は（⑯×⑰）

を

改定給与等の支給額 ⑯×⑰

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第二号から第五号までを削り、同第六号中「連結親法人事業年度」の次に「（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）」を加え、「同項第２号」を「租税特別措置法第68条の15の２第１項第２号」に改め、同号を同第二号とし、同第七号を削り、同第八号を同第三号とし、同第九号を削る。

別表六の二(十五)の表中

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「21の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「25の②」）

に改める。

別表六の二(十六)の表中

当期分の特別控除額 ⑻－⑼

を

当期税額控除額 ⑻－⑼

に、

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「23の②」）
当期分の特別控除額の合計額 ⑵⑸－⑵⑹

を

調整前連結税額 （別表六の二（二十一
当期税額控除 ⑵⑸－⑵⑹

超過構成額 ）「27の②」）
額の合計額

に、

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「36の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「37の②」）

を

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十一）付表「27の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十一）付表「28の②」）

に改め、同表の記載要領第二号中「第68条の15の６」を「第68条の15の７」に、「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」を「別表六の二（二十一）又は別表六の二（二十一）付表」に改める。

別表六の二(十七)の表を次のように改める。